平成２７年（フ）第１０６６号
東京都小平市喜平町３丁目１番９―501号
債務者　波江田淑子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１５６号
神奈川県綾瀬市大上３丁目４番７号
債務者　菊地　　正
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１８２号
横浜市港北区新横浜３丁目20番地13　レグラス新横浜駅前501号
債務者　柏木　　彩（旧姓森實）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３２３号
横浜市西区平沼１丁目14―20　スカイコート横浜平沼512号室、住民票上の住所横浜市西区藤棚町２丁目177番地12　エステート西横浜102号
債務者　東家　欣吾
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８５号
静岡市葵区瀬名川３丁目14番28号　ベルメゾン101、旧住所静岡市葵区与一２丁目２番17―106号
債務者　岩崎　誠也
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４号
熊本県人吉市相良町1095番地４
債務者　境　昭二玲
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第５１１号
栃木県小山市西城南５丁目26番地２　ユーハイツパートⅢ―103号、前住所栃木県小山市大字乙女972番地１
債務者　渡邉　　稔
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１５号
栃木県宇都宮市御幸町232番地９　カーサＹＳ　Ｃ棟、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4870番地65　グランドハイツ御幸301号室
債務者　池澤　　愛（旧姓深水）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２１号
栃木県真岡市台町９番地３　台町ハイツ102号室、前住所栃木県真岡市並木町４丁目12番地17
債務者　山口　惠子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２２号
栃木県宇都宮市元今泉６丁目５番１号　宇都宮昭和ビルⅢ203
債務者　小曽納のり子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２６号
栃木県日光市猪倉3948番地３
債務者　加藤工業こと　加藤　正美
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３０号
栃木県鹿沼市深津1941番地
債務者　飯野　清隆
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９０号
東京都板橋区宮本町46―４―203
債務者　岡本　静香
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７０６号
横浜市磯子区滝頭１丁目４番27号
債務者　村上まさ子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３０４号
神奈川県大和市西鶴間５丁目１番30号　パトリエ西鶴間Ｂ棟107号
債務者　葉梨　俊明
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３０５号
神奈川県海老名市中河内1221番地の３　グリーンハウスＢ101
債務者　芝生みさ子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部